

仕様書

1 業務名及び目的

令和8年度保健福総委第11号 静岡市民生委員・児童委員研修業務

民生委員法（昭和23年法律第198号）第18条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の2に基づき、都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）が実施する民生委員・児童委員に対する指導訓練及び研修の一部を本委託業務により実施する。

本業務は、民生委員・児童委員に対し、生活困窮者を含め支援が必要な地域住民の訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする。

2 施行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 研修の実施

民生委員・児童委員に対して知識の習得等のための研修を実施するとともに、対象の民生委員・児童委員に対して積極的な参加を呼び掛けること。

研修内容及び時期並びに対象者の決定にあたっては、委託者及び静岡市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）と十分に調整を行うこと。また、調整にあたっては市民児協研修委員会委員に参集を求め、必要な協議を行うこと。なお、委託者及び市民児協と協議及び調整等を行うにあたっては、専任の担当者を設置し、担当者報告書（仕様書別紙1）により委託者に報告すること。

研修の実施にあたっては、対象者に各研修の目的を必ず伝えること。

研修実施後は、対象者にアンケート調査を実施し、調査結果をcsv形式ファイル等により委託者に対して納品すること。また、各研修の研修実施報告書（仕様書別紙2）を提出すること。なお、アンケート調査内容については、委託者と協議の上決定すること。

(2) 研修実施の詳細

研修の実施にあたっては、次のア～キの業務実施を基本とすること。

- ア 講師・会場の決定及び手配並びに会場レイアウトの調整に関する事
- イ 事前周知・広報並びに参加者の管理及び調整に関する事
- ウ 設備、器材及び資料等の準備に関する事
- エ 会場設営・撤去、受付、司会及び案内誘導等の運営に関する事
- オ 緊急時及びトラブル対応
- カ 市民児協との連絡調整
- キ その他研修実施に必要な事項

(3) 実施対象研修

ア 全体研修

- a 対象 静岡市の全ての民生委員・児童委員
- b 目的 直近の社会福祉課題及び福祉施策の動向に係る講義等により民生委員・児童委員の活動において必要な知識を習得させる。
- c 回数 1回程度

- d 方法 集合研修
- e 備考 民生委員・児童委員の負担軽減のため、令和8年6月11日（木）（会場：静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ（駿河区東静岡二丁目3番1号）中ホール・大地）に開催する静岡市民生委員児童委員大会（主催：市民児協）と同時開催とすること。
会場使用料は受託者が負担するものとする。ただし、負担額については、委託者、受託者及び市民児協の三者による協議の上、静岡市民生委員児童委員大会と按分し決定するものとする。
また、講師は次のとおりであり、当該講師への謝金及び費用弁償等は受託者が負担するものとする。
- f 講師 一般社団法人つみきの家 藤原光一郎氏
謝金70,000円（税別・交通費別）を想定
- イ 新任委員研修
- a 対象 概ね在職年数3年未満の民生委員・児童委員
- b 目的 民生委員・児童委員としての自覚を促し、直ちに実践活動に参加できるようにする。
- c 回数 3回程度（各区1回、計3回程度）
- d 方法 原則集合研修
なお、集合研修の受講ができない者に対しては、オンライン研修を実施するなどにより受講の機会を提供すること。
- e 日時場所 葵区
令和8年5月29日（金）午後1時30分から午後4時00分まで
静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ交流ホール
（駿河区東静岡二丁目3番1号）
駿河区
令和8年5月25日（月）午後1時30分から午後4時00分まで
静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ交流ホール
（駿河区東静岡二丁目3番1号）
清水区
令和8年5月26日（火）午後1時30分から午後4時00分まで
静岡市東部勤労者福祉センター清水テルサ大会議室
（静岡市清水区島崎町223）
- f 備考 静岡市役所職員を講師とすること。
会場の使用料は受託者が負担するものとする。
- ウ 中堅委員研修
- a 対象 概ね在職年数4年以上の民生委員・児童委員のうち委託者が指定する者
- b 目的 法定地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）における相談援助活動の中心となる民生委員・児童委員を育成する。研修の対象委員には、経験の浅い民生委員・児童委員等からの相談に応じて関係機関や援助方法を助言・紹介することなどが期待される。
- c 回数 1回程度
- d 方法 集合研修
- e 時期 令和8年6～9月頃の開催を目安に調整すること。
- エ 会計研修
- a 対象 地区民児協会長、副会長及び会計担当者
- b 目的 地区民児協の運営にあたり必要な会計知識及び法定民生委員児童委員協議会活動負担金の取り扱いについて習得させる。

- c 回数 1回程度
 - d 方法 原則集合研修
なお、集合研修の受講ができない者に対しては、オンライン研修を実施するなどにより受講の機会を提供すること。
 - e 時期 令和9年3月頃の開催を目安に調整すること。
 - f 備考 静岡市役所職員を講師とすること。
- オ 地区民児協正副会長研修
- a 対象 地区民児協会長及び副会長
 - b 目的 民生委員児童委員協議会の会長等の間での情報交換、地区民児協の運営方法等の講義等により、民生委員・児童委員活動やリーダーに期待される役割を認識させ、また、組織運営に関する基本的な知識を習得させる。
 - c 回数 1回程度
 - d 方法 集合研修
 - e 時期 令和9年1～3月頃の開催を目安に調整すること。

(4) 令和9年度研修実施計画の作成

次年度実施計画について、委託者及び市民児協と協議及び調整の上作成し、委託者に報告すること（様式任意）。なお、実施計画には次の項目を記載することとする。

- ア 日程
- イ 会場
- ウ 内容（講師に係る情報等）
- エ その他研修開催に必要な情報

(5) 専門部会の支援

市民児協が静岡市区民生委員児童委員協議会ごとに設置する専門部会が実施する民生委員・児童委員に関する総合的研修の企画及び運営に関して必要な支援を行うこと。

支援にあたっては、委託者、市民児協及び専門部会と十分に調整を行うこと。

なお、支援については、各専門部会（高齢者福祉部会・障がい者福祉部会・地域福祉部会・児童福祉部会・主任児童委員部会の計5部会）が実施する研修に対し、各区（3区）で年2回、合計30回の開催を上限とし、支援内容は次のア～キのとおりとする。

- ア 講師・会場の手配並びに会場レイアウトの調整に関すること
- イ 事前周知・広報並びに参加者の管理及び調整に関すること
- ウ 設備、器材及び資料等の準備に関すること
- エ 会場設営・撤去、受付、司会及び案内誘導等の運営に関すること
- オ 緊急時及びトラブル対応
- カ 専門部会との連絡調整
- キ 研修実施に係る費用の負担（講師謝金、会場借り上げ料、資料印刷費、消耗品費及び郵便料金）

4 留意点

研修内容の詳細決定にあたっては、委託者及び市民児協と連携・調整を図ること。

全国民生委員児童委員連合会及び他都市の状況を把握し、専門機関等との連携を図り、研修に必要な情報の収集に努め、実施する研修内容に反映すること。

すべての民生委員・児童委員が、平等に知識の習得等の機会を得ることができるよう配慮すること。

委託者が必要と認めた者に研修を受講させることは差し支えないものとする。

静岡市民生委員・児童委員人材育成ビジョン（仕様書別紙3）に基づいた研修体系とするこ

と。

研修対象者が研修への参加に要する旅費は、委託費に含めない。

5 委託開始及び終了時の事務引き継ぎ

受託者は、本契約の委託業務を適切に遂行するため、前受託者からの事務引継ぎを実施するなど、業務の継続性を確保するとともに、引継ぎの不備等により委託者や市民児協等に混乱が生じないように努めるものとする。

また、受託者は、本契約の委託期間終了時期を迎えるにあたり他の受託者が決定した場合にあっては、当該受託者が決定し次第、委託者と協力しながら次の受託者に対して事務引き継ぎを行うものとする。

6 資料の提供等

委託者は受託者に対し、本業務の遂行に必要な次の資料及び情報等を提供するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員名簿
- (2) 市民児協研修委員名簿
- (3) 静岡市区民生委員児童委員協議会ごとの専門部会名簿
- (4) 全体研修の講師に関する情報
- (5) 静岡市区民生委員児童委員協議会ごとの専門部会の開催予定等に関する情報

担当者報告書

- 1 業務名 令和8年度保健福総委第11号
静岡市民生委員・児童委員研修業務

- 2 担当者の氏名等

区分	職名	氏名
担当者		

上記のとおり担当者を定めたので報告します。

令和 年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住所
受注者 名称
氏名

年 月 日

静岡市長 様

受託者名

研修実施報告書

令和8年度保健福総委第11号 静岡市民生委員・児童委員研修業務仕様書3（1）の規定に基づき、実施した研修について下記のとおり報告します。

記

- 1 研修名
- 2 研修対象
- 3 実施日時
- 4 開催場所・開催方法
- 5 研修内容
- 6 対象者数及び参加者数

静岡市民生委員・児童委員人材育成ビジョン（2025-2027 年度）

1 目的

地域福祉課題が多様化・複雑化する中で、民生委員・児童委員には地域住民と密接に連携し、地域の「つなぎ役」としての役割を果たすことが求められています。民生委員・児童委員は、住民一人ひとりの生活や困りごとに寄り添い、支援が必要な際に誰もが気軽に相談できる存在であることが重要です。こうした役割を果たすためには、奉仕の精神と自主性を持ちながら、地域住民との信頼関係を構築し、福祉サービスへの適切な橋渡しを行うことが求められます。

近年の地域福祉課題は単一の問題に留まらず、複数の要素が複雑に絡み合う事例が増えています。高齢者の生活支援や子育て支援において、地域の多様なニーズに対応するためには、住民が気軽に相談できる存在が重要であり、そうした存在が問題解決への糸口となります。民生委員・児童委員が住民と密接に関わり、地域ネットワークを活用しながら課題解決に取り組むことこそ、地域福祉の根幹を支える力となります。

また、民生委員・児童委員が地域と福祉制度・サービスの橋渡し役として活動することで、住民が必要な支援を円滑に受けられる体制が整い、福祉課題に地域全体で取り組む基盤が強化されます。このような体制の充実により、地域福祉の向上が持続可能となり、住民一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現につながります。

多様な役割を担うことが期待される民生委員・児童委員については、その目指すべき姿を明確化するとともに、これを踏まえた効果的な人材育成の方策を策定する必要があります。

2 目指すべき静岡市の民生委員・児童委員の姿

「住民の心に寄り添い、信頼される民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員の目指すべき姿を決定するにあたり、次の事項を基盤として位置づけました。

- ・全国民生委員児童委員連合会が示す「民生委員児童委員信条」、「民生委員・児童委員の3つの基本姿勢」、「3つの基本的性格」、「活動の3つの原則」及び「活動の7つのはたらき」
- ・民生委員法及び民生委員・児童委員選任要領に規定する民生委員・児童委員の職務、役割及び適格要件

これらの要素を総合的に考慮した結果、静岡市における民生委員・児童委員が目指すべき姿として、地域住民から信頼される存在であることを最も重要な基盤と位置づけた上で、住民の悩みや困りごとに耳を傾け、その思いに共感し、適切な助言や支援を提供できる人材こそ、静岡市が目指す民生委員・児童委員の理想像であると定義します。

3 目指すべき姿を構成する5つの要素

目指すべき静岡市の民生委員・児童委員の姿を構成する要素を5つの項目に分類し、それぞれの具体的な行動例と合わせて示します。

(1) 奉仕する委員 ～地域福祉に心を尽くす奉仕者～

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持ち、地域住民のために活動します。困っている人に手を差し伸べ、地域全体の福祉向上に貢献する使命感を持つ委員です。

【具体的な行動例】

- ・地域住民の福祉向上のために活動する。
- ・地域全体の課題に取り組む際、率先してリーダーシップを発揮する。
- ・福祉の必要性が高い人々に手を差し伸べる。
- ・地域のつながりを強化する活動を支援する。
- ・自らの活動を通じて、他の住民にも奉仕の精神を広める。

(2) 公平な委員 ～すべての人に平等な支援を提供する委員～

民生委員・児童委員は、個人の人格と基本的人権を尊重し、秘密を厳守します。性別、年齢、社会的立場を問わず、偏見や差別のない公平な支援を行います。

【具体的な行動例】

- ・すべての住民を平等に扱い、偏りのない支援を提供する。
- ・相談者のプライバシーを尊重し、信頼関係を築く。
- ・個々の状況に応じた柔軟な対応を行う。
- ・公正中立な立場を保ち、特定の団体や個人に依存しない。
- ・住民が必要な福祉サービスを利用できるよう、正確な情報を提供する。

(3) 寄り添う委員 ～住民にとって身近な相談相手～

民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立ち、親身になって相談に応じます。住民の日常生活に寄り添い、困りごとの解決に向けて共に考える身近な存在として活動します。

【具体的な行動例】

- ・地域住民の声を丁寧に聞き、必要に応じて助言やサポートを行う。
- ・住民が抱える課題を専門機関と連携して解決に導く。
- ・支援が必要な住民にとって、安心して相談できる存在となる。
- ・日常の中で住民との信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・地域全体のニーズを把握し、それに応じた支援を展開する。

(4) 継続する委員 ～持続可能な支援を行う責任者～

民生委員・児童委員は、活動の継続性を大切にし、交代時には経験や知識をしっかり引き継ぎます。個別の問題に対応するとともに、地域全体の福祉向上を見据えた包括的な取り組みを行います。

【具体的な行動例】

- ・長期的な視点で地域福祉の課題に取り組む。
- ・他の委員や関係機関と情報を共有し、活動を継続できる仕組みを整える。
- ・交代時に活動内容や地域の状況を適切に引き継ぐ。
- ・福祉サービスや地域の状況について、常に変化に対応できるよう情報を更新する。
- ・個別の支援と地域全体の福祉向上の両方を見据えた取り組みを行う。

(5) 学び続ける委員 ～常に知識と技術を磨く委員～

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、知識や技術の向上に努めます。福祉制度や地域課題を深く理解し、住民に適切な支援を提供するために自己研鑽を続けます。

【具体的な行動例】

- ・福祉や地域課題に関する新しい知識やスキルを学ぶ。
- ・住民や他の関係者からフィードバックを受け、活動の質を向上させる。
- ・他地域の成功事例を調査し、自分の活動に取り入れる。
- ・福祉制度や行政サービスに関する最新情報を把握する。
- ・学んだ知識や技術を実践に活かし、地域住民の信頼を得る。

4 各ステージにおける目標

目指すべき静岡市の民生委員・児童委員の姿は、委嘱後すぐに到達できるものではなく活動経験等も含めた中長期的プランに基づき達成されるべきものです。しかしながら、民生委員・児童委員の経験年数の短い委員が増えていることも踏まえて、なるべく早期にこれを達成できるよう、次のとおり各ステージにおける目標を設定します。

(1) 1期（経験年数：1～3年）

「地域住民との信頼関係を築き、地域福祉活動に貢献する委員」

- 地域住民との信頼関係を築くため、誠実に接し、住民の声に耳を傾ける。
- 地域課題に気づき、住民と共に問題解決の方向性を模索する姿勢を持つ。
- 地域の福祉活動に参加し、住民の困りごとや相談に対して、適切な機関や担当者へ繋げる役割を果たす。
- 地域の問題に対して積極的に情報収集し、周囲と協力して支援の手助けを行う。
- 地域住民への親身な対応と、信頼関係の構築に重点を置く。

(2) 2期～(経験年数：4年～)

「地域福祉の調整役として、住民とのつながりを深める委員」

- 住民の困りごとやニーズを把握し、適切な福祉サービスへ繋げるための調整役として活躍する。
- 信頼関係を基盤に、住民が安心して相談できる環境を整える。
- 地域のネットワークを活用して、住民同士の助け合いの場を作るためのサポートを行う。
- 地域住民に対して公平な対応を心がけ、すべての住民が平等に支援を受けられるよう努める。
- 他の民生委員・児童委員と協力し、情報共有やサポートを行い、地域福祉活動をより効果的に進める。
- 自らの経験を通じて、次期民生委員・児童委員への引き継ぎ準備を行い、地域活動の持続性を支える。

(3) 民生委員・児童委員協議会 会長・副会長

「協議会の活動基盤を整え、委員全員が自分の役割を果たしやすい環境を作る存在。協議会全体を支える柱となり、地域社会への貢献を最大化できる人材」

ア 委員を支援・育成できる指導者

- 経験の浅い委員や新任委員に対して、適切な指導や助言ができる。
- 各委員の成長を支え、協議会全体の能力向上に貢献する姿勢を持つ。

イ 情報を活用し連携を強化する調整役

- 協議会内外の情報を的確に集め、委員全員に分かりやすく伝える力を持つ。
- 他の行政機関や地域の支援団体と連携し、協議会の活動を円滑に進められる。

ウ 円滑な意思疎通を促す橋渡し役

- 委員間の意見交換を円滑にし、協議会全体が協力して活動できる環境をつくる。
- 定例会や会議を通じて、委員のやる気を引き出す工夫ができる。

エ 問題解決に導ける仲裁者

- 委員間で生じる問題や意見の対立を、中立的な立場で解決に導く力がある。
- 協議会全体の調和を保ちながら、活動の前進を支える柔軟な対応力を持つ。

5 関係資料

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）（抜粋）

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

民生委員・児童委員推薦要領（平成 22 年 2 月 23 日、雇児発 0223 第 1 号/社援発 0223 第 2 号）（抜粋）

第 1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第 2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。)第 6 条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第 1 条、第 2 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75 歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動

実績も十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

民生委員児童委員信条（全国民生委員児童委員連合会）

- 1、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます
- 1、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 1、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 1、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 1、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

民生委員・児童委員活動の原則（全国民生委員児童委員連合会）

基本姿勢

社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政党・政治的目的への地位利用の禁止

基本的性格

自主性、奉仕性、地域性

活動の3つの原則

住民性、継続性、包括・総合性

活動の7つのはたらき

社会調査のはたらき、相談のはたらき、情報提供のはたらき、連絡通報のはたらき、調整のはたらき、生活支援のはたらき、意見具申のはたらき